

富士見都市計画地区計画の変更について (富士見上南畑地区)

令和5年10月
富士見市まちづくり推進課

都市計画の変更について

(1) 経緯と概要

(2) 地区計画の変更について

(3) 都市計画変更のスケジュール (予定)

(1) 経緯と概要

■富士見上南畑地区地区計画

○当初決定 令和4年2月28日

○第1回変更 令和5年4月28日

(理由) 設計変更に伴う、地区施設の一部変更

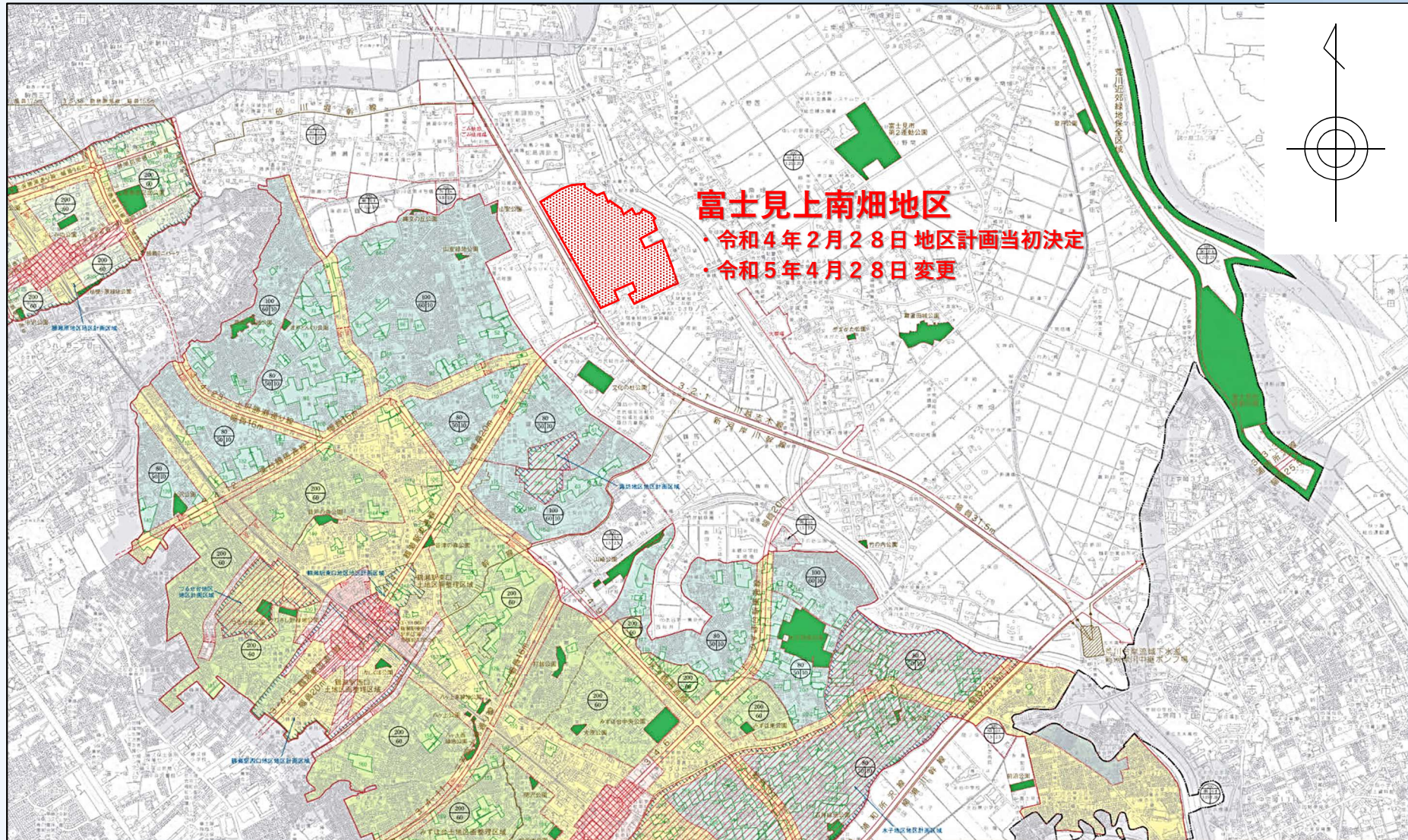
◎今回の変更 令和6年2月29日(予定)

(理由) 建築基準法に基づく条例化に伴う、

計画書の文言の一部変更

(2) 地区計画の変更について

○ 地区の位置



(2) 地区計画の変更について

○ 変更内容（新旧対照）

その他誤記修正等、一部表記の変更を予定しています。

	新	旧
建築物の 建蔽率の最高限度	60% <u>ただし、建築基準法第53条第3項第1号に該当する建築物にあっては70%とする。</u>	60% (建築基準法第53条第3項第2号に定める街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地に建築する建築物についても同様とする。)
	「適用する例外規定」を明記	「適用しない例外規定」を記載

【建築条例化による制限内容】

- ・ 建築物の建蔽率の最高限度は60%とする。
- ・ ただし...

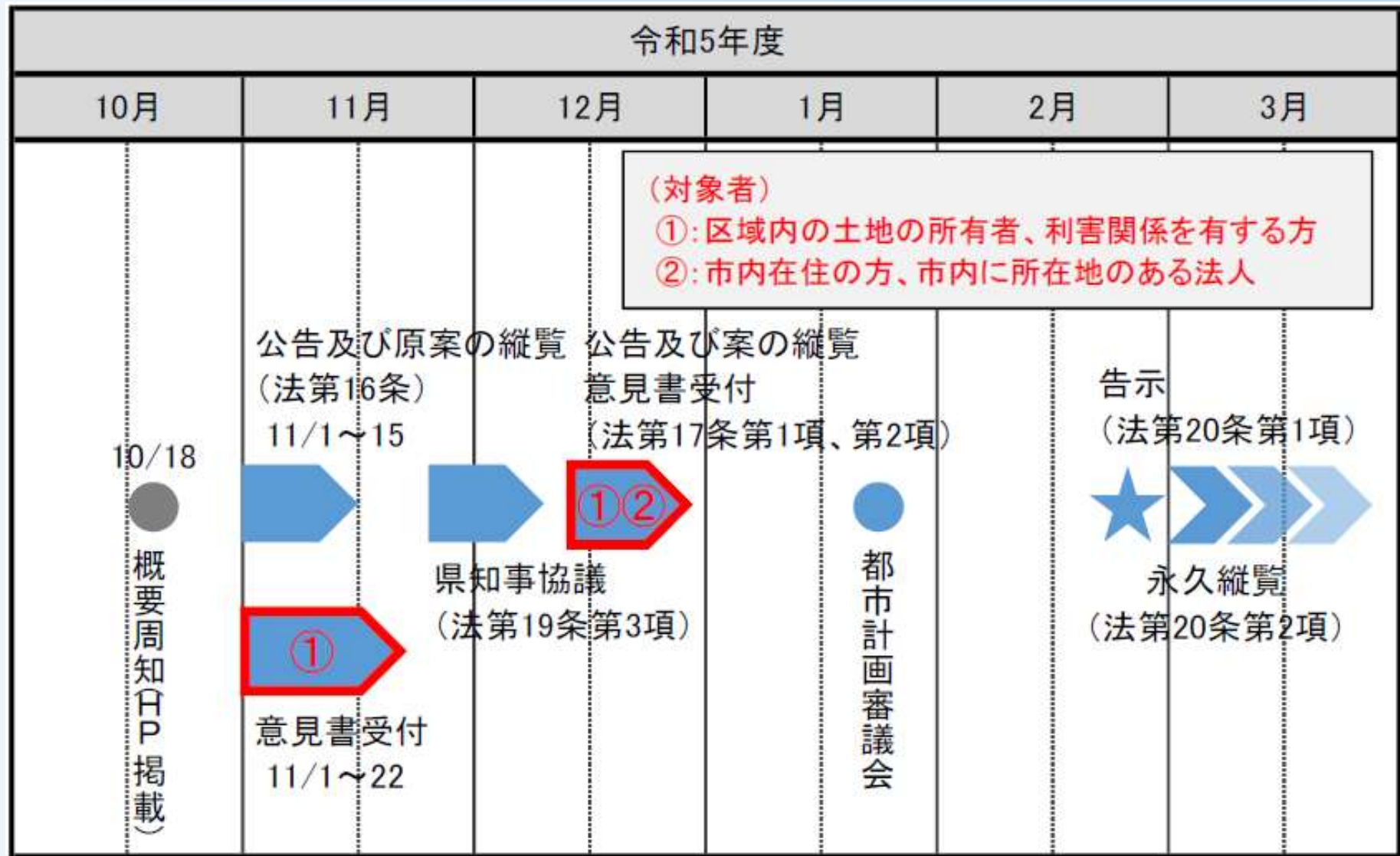
建築基準法 第53条第3項	○ 第1号に該当する建築物（防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内にある耐火または準耐火建築物等）にあっては、建蔽率の最高限度に10%を加える。
	✕ 第2号に該当する建築物（角地内にある建築物）にあっては、建蔽率の最高限度に10%を加える。

○ 変更理由

【建築条例化による制限内容】と、地区計画の制限内容を一致させるため。

(3) 都市計画変更のスケジュール (予定)

○ 地区計画の変更スケジュール



お問い合わせ

富士見市役所

都市整備部 まちづくり推進課

電話番号 049-251-2711 (代)

内線 440